

## 別表第2 1

## 建物の部分たる共用部分の区分(第8条関係)

区 分	部 位
全 体 共 用 部 分 等	基礎部分、内外壁、界壁、床スラブ、屋上、玄関ホール、地下階段室その他事務所一部共用部分に属さない建物の部分 管理事務室、管理用倉庫及びそれらの附属物
事 務 所 一 部 共 用 部 分 等	事務所用受水槽室、事務所用ポンプ室、事務所用電気室、中廊下、エレベーターホール、エレベーター室、地上階段室、バルコニー